

加須市立学校における働き方改革基本方針

(令和2年2月14日 教育長決裁)

改正 令和5年1月1日 一部改正

1 目的

学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る。

2 本市における働き方改革の考え方

教育に携わるものは、生活の糧を得るためだけに教職の道を選んでいるわけではなく、教育に対する情熱と使命感に根ざした子供への愛情をもって、日々の教育活動に取り組んでいる。しかし、長時間勤務が常態化すれば、身体的にも精神的にも健康のバランスを崩しかねない。教職員が心身共に健康で充実した日々を送ることが、学校における教育活動の質を高め、その結果、学校が子供たちにとって楽しく魅力あふれる場となる。教育委員会と学校、そして何より教職員一人一人が、学校における働き方改革を進めていくことで、夢や希望をもち、「明日も学校へ行きたい」と思える子供たちを育てると考える。

3 課題

- ・教職員の健康維持増進
- ・子供たちの指導に専念する時間の確保
- ・教職員自ら専門性を高めるための時間の確保

4 目標とする在校等時間の超過勤務の上限

在校等時間の超過勤務（以下「超過勤務」）の上限を以下、（１）及び（２）とする。

（１）原則として

- ア 1か月の超過勤務が45時間以内
- イ 1年間の超過勤務が360時間以内

（２）子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

（校長が重大事案と判断し、緊急対応を必要とする場合のみ）

- ア 1年間の超過勤務が720時間以内
- イ①1か月の超過勤務が100時間未満

②連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月当たりの平均が80時間以内

- ③1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで

※ $\text{在校等時間} = \text{在校時間} - \text{校内の自己研鑽等の時間} + \text{校外の研修や子供引率等の時間} - \text{休憩時間}$

※「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間である。

5 目標達成に向けた主な取組

(1) 教育委員会が取り組む内容

- ・教職員の在校時間の把握に基づいた学校・管理職への指導・助言
- ・閉庁日の設定・増設
- ・「加須市立中学校における部活動の方針」の遵守に係る指導・助言
- ・調査、報告等の削減、改善
- ・校務支援システムC4t hの活用と教育情報の共有
- ・教職員研修会等の見直しと削減
- ・市や関係団体等が主催する展覧会、作品展等への参加縮減の要請
- ・モデル地域等を指定した業務改善に係る研究委嘱
- ・負担軽減検討委員会の実施
- ・ストレスチェックの実施と専門医による面談
- ・週休日等の割振り変更の確実な取得の指導・助言
- ・保護者・地域への周知による働き方改革への理解促進

(2) 学校・管理職が取り組む内容

- ・教職員の在校時間の客観的な把握と教職員一人一人に対する指導・見届け
- ・子供たちの指導に専念する時間を確保するための工夫改善（行事の精選・日課の見直し）
- ・各学校の課題、ビジョン、経営方針に基づいた業務の精選
- ・「加須市立中学校における部活動の方針」の遵守と管理職による指導・見届け
- ・市や関係団体等が主催する展覧会、作品展等への参加の精選
- ・「チーム学校」としての体制づくりと業務の見直し
- ・働き方改革を推進するための業務改善会議（カエル会議等）の開催
- ・教職員の健康維持増進を図るための休暇を取得しやすい環境づくり
- ・子育てや家族と触れ合う時間の確保
- ・保護者・地域の理解や協力に基づく具体策の実施

(3) 学校職員一人一人が取り組む内容

- ・自身の健康維持増進のために勤務時間を意識した働き方を心がける意識改革
- ・互いに相談しやすい人間関係づくりと働きやすい環境づくり
- ・「報告・連絡・相談」の徹底によるリスクマネジメント

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年1月1日から施行する。